

鎌倉市告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので、同法第18条第1項及び第2項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路管理課において令和2年（2020年）3月25日から令和2年（2020年）4月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年（2020年）3月25日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
16	市道032-014号線	雪ノ下一丁目	146番	雪ノ下一丁目	148番5	4.12~4.80	31.42

変更後

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
16	市道032-014号線	雪ノ下一丁目	146番	雪ノ下一丁目	148番1	6.52~9.73	31.42

2 市道路の供用開始

整理 番号	道路の種類 及び路線名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
19	市道032-014号線	雪ノ下一丁目	146番	雪ノ下一丁目	148番1